

令和6年4月1日以降共済始期用

事業所や住宅を万一の災害からお守りします

火災共済

盗難

落雷

水害・土砂災害

台風

火災

雪災



つながる力で、安心と成長を

広島県共済

広島県中小企業共済協同組合

○:お支払いの対象になります

| 補償内容 | このようなときにお支払いします | | 総合 火災共済 | 普通 火災共済 | 普通 火災共済 (工場物件) | 共済金のお支払い方法 <small>(注6)</small> | |
|------------|--|---------------------------|---------------------------------|--------------------------|--------------------------|---|---|
| | 建 物 | 家財／設備・什器等／ 商品・製品等 | | | | | |
| 火災・自然災害の補償 | 1 火 災 | 火災により、事務所建物が全焼した | ○ | ○ | ○ | 総合火災共済・普通火災共済(住宅物件) 共済金 = 損害額 $\left[\begin{array}{l} \text{共済金額が共済価額の} \\ \text{80\%未満のときは右記} \\ \text{の計算式となります。} \end{array} \right. \quad \left. \begin{array}{l} \text{共済金} = \text{損害額} \times \frac{\text{共済金額}}{\text{共済価額} \times 80\%} \end{array} \right]$ | |
| | 2 破裂・爆発 | ガス爆発により、建物が崩壊した | ○ | ○ | ○ | 普通火災共済(非住宅物件)・普通火災共済(工場物件) 共済金 = 損害額 $\left[\begin{array}{l} \text{共済金額が共済価額に} \\ \text{満たないときは右記の} \\ \text{計算式となります。} \end{array} \right. \quad \left. \begin{array}{l} \text{共済金} = \text{損害額} \times \frac{\text{共済金額}}{\text{共済価額}} \end{array} \right]$ | |
| | 3 落 雷 | 近くに雷が落ちて、エアコンが壊れた | ○ | ○ | ○ | 共済金 = 損害額 - 免責金額(3万円) $\left[\begin{array}{l} \text{共済金額が共済価額に} \\ \text{満たないときは右記の} \\ \text{計算式となります。} \end{array} \right. \quad \left. \begin{array}{l} \text{共済金} = (\text{損害額} - 3\text{万円}) \times \frac{\text{共済金額}}{\text{共済価額}} \end{array} \right]$ | |
| | 4 風 災 雪 災 ひょう災 | 台風により、入口のシャッターが破損した | 台風による強風で、軒先テントが破れた | ○ <small>(注1)</small> | ○ <small>(注1)</small> | ○ <small>(注1)</small> | ①の場合 共済金 = 損害額 × $\frac{\text{共済金額}}{\text{共済価額}} \times 70\%$ ②の場合 共済金 = 共済金額 × 10% <small>1回の事故につき1構内200万円限度</small> ③の場合 共済金 = 共済金額 × 5% <small>1回の事故につき1構内100万円限度</small> ④の場合 共済金 = 共済金額 × 1% <small>1回の事故につき1構内20万円限度</small> ※上記②③の共済金を同時にお支払いする場合、共済金の合計額は1回の事故につき1構内200万円が限度となります。 |
| | 5 台風・集中豪雨 などで生じた洪水や 高潮、土砂崩れ などの水災 | 大雨による土砂災害で、建物が汚損した | 集中豪雨により床上浸水が起こり、家電製品が壊れて使えなくなった | ○ | 補償 されません | 補償 されません | ①建物または家財にそれぞれの共済価額の30%以上の損害が生じたとき ②床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水により、建物または家財にそれぞれの共済価額の15%以上30%未満の損害が生じたとき ③床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水により、建物または家財、設備・什器等、商品・製品等に損害が生じ、①②に該当しないとき ④浸水により建物または家財、設備・什器等、商品・製品等に損害が生じ、①～③に該当しないとき |
| 日常生活の補償 | 6 盗 難 | 空き巣が侵入して、入口のドアや窓ガラスが壊された | ○ <small>(注2)</small> | 補償 されません | 補償 されません | ①の場合 共済金 = 損害額 $\left[\begin{array}{l} \text{共済金額が共済価額の} \\ \text{80\%未満のときは右記} \\ \text{の計算式となります。} \end{array} \right. \quad \left. \begin{array}{l} \text{共済金} = \text{損害額} \times \frac{\text{共済金額}}{\text{共済価額} \times 80\%} \end{array} \right]$ ②の場合 共済金 = 損害額 業務用 現金30万円・預貯金証書300万円または設備・什器等の共済金額のいずれか低い額が限度となります。(1事故・1構内) 生活用 現金20万円・預貯金証書200万円または家財の共済金額のいずれか低い額が限度となります。(1事故・1構内) | |
| | 7 水 ぬ れ | 給排水設備が破損して、建物の床や壁が水浸しになった | ○ <small>(注3)</small> | 補償 されません | ○ <small>(注3)</small> | 総合火災共済 共済金 = 損害額 $\left[\begin{array}{l} \text{共済金額が共済価額の} \\ \text{80\%未満のときは右記} \\ \text{の計算式となります。} \end{array} \right. \quad \left. \begin{array}{l} \text{共済金} = \text{損害額} \times \frac{\text{共済金額}}{\text{共済価額} \times 80\%} \end{array} \right]$ | |
| | 8 車両の飛び込みや 建物の外部からの 物体の落下・飛来 | 車に当て逃げされ、建物の壁が壊された | 夜中に何者かによって、テントにスプレーで落書きされた | ○ | 補償 されません | ○ <small>(注4・注5)</small> | 普通火災共済(工場物件) 共済金 = 損害額 $\left[\begin{array}{l} \text{共済金額が共済価額に} \\ \text{満たないときは右記の} \\ \text{計算式となります。} \end{array} \right. \quad \left. \begin{array}{l} \text{共済金} = \text{損害額} \times \frac{\text{共済金額}}{\text{共済価額}} \end{array} \right]$ |
| | 9 騒じょう 労働争議 | ストライキが起こり、建物の窓ガラスが割られた | デモ隊の破壊行為により、事務所内の備品が壊された | ○ | 補償 されません | ○ <small>(注4)</small> | 共済金 = 損害額 $\left[\begin{array}{l} \text{共済金額が共済価額に} \\ \text{満たないときは右記の} \\ \text{計算式となります。} \end{array} \right. \quad \left. \begin{array}{l} \text{共済金} = \text{損害額} \times \frac{\text{共済金額}}{\text{共済価額}} \end{array} \right]$ |

(注1) 損害額が3万円を超える場合にお支払いの対象となります。
 (注2) 商品・製品等に生じた損害はお支払いの対象になりません。また、貴金属・宝石等の明記物件は、1回の事故につき1個または1組ごとに100万円がお支払いの限度となります。
 (注3) 給排水設備に生じた事故または被共済者以外の戸室で生じた事故に伴う漏水等がお支払いの対象になります。
 給排水設備自体の修理費用や、自室の水道の締め忘れにより家財等に損害が生じた場合は、お支払いの対象になりません。

(注4) 損害額が20万円以上の場合にお支払いの対象となります。
 (注5) 航空機の墜落もしくは接触または飛行中の航空機からの物体の落下・車両の衝突または接触に限りです。
 (注6) 共済金額を限度にお支払いします。ただし、共済金額が共済価額を超える場合は、共済価額がお支払いの限度となります。

費用共済金 (注6)



残存物取片づけ費用

①～④、⑦～⑨の事故の場合、残存物の取片づけに要した実費をお支払いします。

残存物の取片づけに必要な実費

共済金の10%が限度となります



失火見舞費用

①または②の事故で他人の所有物に損害を与えた場合、第三者への見舞費用をお支払いします。

20万円 × 被災世帯

1回の事故につき共済金額の20%が限度となります



地震火災費用

地震、噴火等により火災が発生し、共済の目的に以下の損害が生じたときに費用共済金をお支払いします。

- 建物が半焼以上となったとき
- 家財が全焼または家財を収容する建物が半焼以上となったとき
- 設備・什器等または商品・製品等を収容する建物が半焼以上となったとき

共済金額 × 2%

1回の事故につき1構内300万円が限度となります



修理付帯費用

①～③の事故の場合、損害の原因調査費用や仮修理、仮設費等の諸費用を実費でお支払いします。ただし、非住宅物件および工場物件に限りです。

1回の事故につき1構内ごとに共済金額×30%または1,000万円(非住宅物件)・5,000万円(工場物件)のいずれか低い額が限度となります



損害防止費用

①～③の事故の場合、損害の防止または軽減のため、消火活動に要した消火薬剤等の費用をお支払いします。

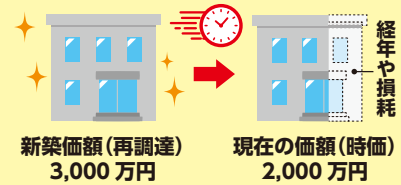
【用語の定義】

- 共済金額……契約金額をいいます。
- 共済価額……共済の目的(補償の対象)の評価額をいいます。
- 共 済 金……事故によりお支払いする金額をいいます。
- 損 害 額……修理見積書に基づき、事故で実際に生じた損害額として組合が認定した金額をいいます。原因不明の破損修理や老朽化に伴うリフォーム費用等は損害額として認められません。

共済金額(契約金額)の設定について

共済金額(契約金額)は、損害が生じたときに十分な補償が受けられるように設定してください。
共済金額が共済価額(再調達・時価)に満たない場合は、損害額よりもお支払いする共済金が少なくなり、**復旧費用が十分に賅えないことがあります。**

時価額とは、新築の価額から経過年数分の損耗を差し引いた現在の
価額のことをいいます。契約時には**新築価額(再調達)**または**現在の
価額(時価)**のいずれかを選択してください。



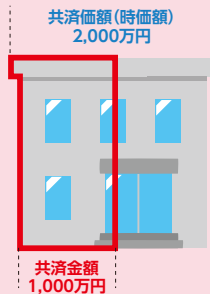
時価額よりも
少ない共済金額で
契約すると...

万一の際に十分な共済金を受け取ることができません!

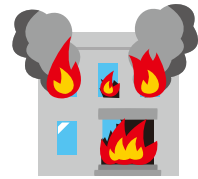
例



時価額は
2,000万円だが
経費節減で
共済掛金を安く
抑えたいから
1,000万円で
契約しよう



火災で500万円の
損害が生じた場合



損害額 500万円 × $\frac{\text{共済金額(契約金額) } 1,000\text{万円}}{\text{共済価額(時価額) } 2,000\text{万円}}$

支払共済金 250万円

共済金額(契約金額)は適正な金額で設定してください。

建物

時価額を基準として「一つの建物」ごとに共済金額を設定してください。新築価額を基準に設定したい場合は、別途、価額協定共済特約または新価共済特約を付帯してご契約ください。

家財

購入価額や世帯の家族人数を基準として「一つの建物」に收容される家財を一括して共済金額を設定してください。(価額協定共済特約が自動付帯となります)

設備・什器等

時価額を基準として「一つの建物」に收容される機械設備や什器・備品、造作・内装等を合算して共済金額を設定してください。

商品・製品等

時価額を基準として「一つの建物」に收容される商品や製品、原材料等を合算して共済金額を設定してください。

価額協定共済特約

住宅・併用住宅の建物や家財を対象として再調達価額を基準に共済金をお支払いする特約です(明記物件を除きます)。再調達価額を基準に共済金額を設定してください。

(注) 家財にご契約の場合、全て本特約を付帯してお引き受けします。

新価共済特約

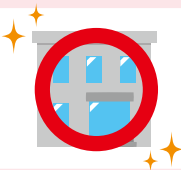
専用店舗、事務所、工場などの建物を対象として再調達価額を基準に共済金をお支払いする特約です。

新価(再調達価額)を基準に共済金額を設定してください。

(注) 損害が発生した日から2年以内に同一構内に同一用途のものを復旧(修理、再築または再取得)することが条件となります。

ご存知ですか？

建物内の動産(設備や商品)にも加入しておかないと、
万一の際に共済金をお支払いできません！

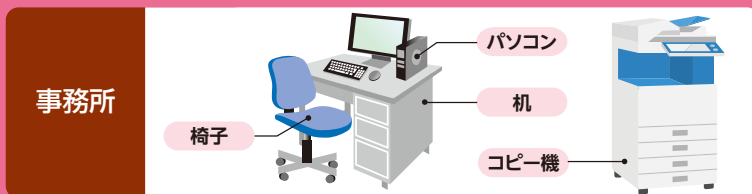


建物にご加入の場合は、建物自体の損害に対して
共済金をお支払いします。



建物内の動産(設備や商品)に加入していない場合は、
損害を受けても**共済金をお支払いできません。**

建物の中には、多くの動産(設備や商品)があります！



テナントで事業を行っている方へ

テントや内装を自ら施工された場合は、**ご自身で火災共済に加入しないと、**
万一の際に共済金をお支払いできません。



内装
設備
備品

などのご加入をお忘れなく！

ご自宅は、大切な家財にもご加入をおすすめします！

家財には、家電製品、家具、衣類、寝具をはじめ、食器、タオル、歯ブラシ、文房具など生活に欠かすことのできない様々なものがあります。家族構成や世帯主の年齢を参考に共済金額を設定してご加入ください。

■家財のご加入の目安(下表の範囲内で共済金額を設定してください)

| 家族構成 | | 2名 おとなのみ | 3名 おとな 2人 子ども 1人 | 4名 おとな 2人 子ども 2人 | 1名 |
|--------|------------|----------|---------------------|---------------------|-------|
| 世帯主の年齢 | 30歳前後 | 580万円 | 650万円 | 720万円 | 260万円 |
| | 35歳前後 | 770万円 | 850万円 | 920万円 | |
| | 40歳前後 | 940万円 | 1,010万円 | 1,080万円 | |
| | 45歳前後 | 1,070万円 | 1,140万円 | 1,210万円 | |
| | 50歳前後(含以上) | 1,130万円 | 1,200万円 | 1,270万円 | |

※高価な貴金属や証券・帳簿等、共済契約証書に明記しないと補償の対象にならない物があります。
また、上表にない家族構成や共済金額の設定については、当組合までお問い合わせください。



県からのおすすめのことは

企業は、急速に変化する環境の中で経済活動自体による浮沈は勿論のことですが、思わぬ災害により大きな痛手を被り、円滑な企業活動に支障を来すことがあります。

本県でも中小企業者が力を結集し火災による損害から事業を守る組織として、昭和34年に中小企業等協同組合法に基づき、広島県火災共済協同組合(現:広島県中小企業共済協同組合)が設立されました。

その後この組織は中小企業者各位の御理解により、全国でも屈指の組合に成長いたしました。

県といたしましても、中小企業者を組合員とするこの組合の健全な発展を図るため、「債務負担行為」という形で本組合の共済金支払いを支援し、本組合を通じて中小企業の方々の経営の安定に寄与したいと考えています。



広島県商工労働局長
梅田 泰生

ご加入に際して

共済掛金

共済掛金は、共済金額・共済期間・共済の目的・構造・建築年・用法等により決定されます。実際にご契約いただく共済掛金は、申込書等でご確認ください。

共済期間

共済期間は、原則として整数年で設定してください。(5年間がお引き受けの上限となります)

共済掛金の 払込方法

共済掛金の払込は、ご契約者の指定口座からの引落となります。

| 払込方法 | |
|------|---|
| 一時払 | 共済掛金を一括で払い込む方法です。 |
| 分割払 | 共済掛金を毎月分割で払い込む方法です。(共済期間は1年間、12回払いに限ります) |
| 長期年払 | 共済期間を2年以上5年以内で設定し、1年ごとに共済掛金を払い込む方法です。共済期間を5年間でご契約の場合は、共済掛金が3%割引となります。 |

共済掛金の 引落日

補償開始日の翌月27日が引落日となります。(土・日・祝日の場合は翌営業日)
長期年払でご契約の場合、2年目以降の引落日は、補償開始日の年応当日の翌月27日となります。

組合員資格 および出資金

広島県内で事業を実施されている方は当組合の組合員資格があります。
組合員資格のある方で、当組合を初めてご利用になる方は出資金(1口100円)をお預かりします。
(ご加入にあたっては10口1,000円以上の出資をお願いしています)
組合員資格のない方は一定の範囲内で員外利用していただくことができます。(出資金は不要です)

WEBから簡単! お見積りのご依頼はこちら

最適な補償をご提案します。まずはお気軽にご相談ください。



Web約款をおすすめしています!

パソコンやスマートフォンから共済約款をご確認いただけます。ペーパーレスで環境にやさしいWeb約款をぜひご利用ください。
(冊子の共済約款もご用意しております)

広島県共済の共済制度にご加入いただくと嬉しい特典があります!

動画サービス

『地域の魅力再発見』

広島県共済公式YouTubeチャンネルで、毎週水曜日18時に動画を配信中! 楽しいプレゼント企画も♪

動画はこちらから!



健康もしもし24



24時間年中無休・通話料無料の健康医療相談サービスをご利用いただけます。

広島三越特別優待サービス

お中元・お歳暮ギフトを割引価格でご利用いただけます。
(法人オンラインストアでの購入に限ります)



エルフルアプリ

提携施設でアプリ画面を提示すると、おトクな優待サービスが受けられます。



万一事故が起こった場合は、すみやかに当組合または取扱代理所までご連絡ください

広島県共済組合員相談室

☎ 0120-708030

受付時間
平日 9:00~17:00

広島県共済 補償部門

☎ 082-544-1321

受付時間
平日 9:00~17:00

■共済引受組合



つながる力で、安心と成長を

広島県共済

(広島県認可)

広島県中小企業共済協同組合
〒730-0048 広島市中区竹屋町4-17
https://www.kyosai.or.jp

本部 〒730-0048 広島市中区竹屋町4-17
東部営業所 〒720-0067 福山市西町2-10-1 福山商工会議所ビル7階

広島県共済LINE公式アカウントから
24時間いつでも共済金請求のご連絡を
受け付けています。

▼友だち追加はこちら

